

九州・長崎IR設置運営事業予定者審査委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 長崎県(以下、「県」という。)が特定複合観光施設区域整備法(平成30年法律第80号、以下、「法」という。)第8条第1項の規定により実施する民間事業者(以下、「IR事業者」という。)の選定にあたり、IR事業者から提出された提案書(以下、「提案書」という。)について公平かつ公正な審査を行うため、九州・長崎IR設置運営事業予定者審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、長崎県知事(以下「知事」という。)の委嘱に基づき、次の各号に掲げる事務を所管する。

- (1)提案内容の審査基準に関すること。
- (2)提案内容の審査に関すること。
- (3)IR事業者の公募及び選定に係る意見陳述に関すること。

(組織)

第3条 審査委員会は、10人以内の委員で組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年度末までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 審査委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は互選により選出する。
- 3 副委員長は委員長が指名する。
- 4 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 会議は、非公開とする。

(守秘義務等)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員は別に定める様式により、知事に対し誓約書を提出するものとする。

3 委員が属する企業、若しくは当該企業と親会社等又は子会社等(親会社等及び子会社等の範囲については会社法の定めに基づき。)の関係にある者及び委員又は委員が属する企業との間に事業方針の決定にあたっての実質的な支配関係が認められる者は、当該事業に係る提案をすることができない。

4 IR事業者が、法第8条第1項の規定により実施するIR事業者の選定において、委員又は委員が属する組織に不当な接触又は働きかけを行った場合には、当該IR事業者は失格とする。また、委員が、第1項の規定に違反しIR事業者に秘密を漏洩した場合についても同様とする。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第9条 審査委員会の事務局は、長崎県IR推進課に置く。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年2月7日から施行する。